

重 要

令和8年9月

住宅宿泊事業者 各位

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター長

令和8年度 届出住宅の施設管理運営状況調査の実施について（通知）

日頃は、本市生活衛生行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
本市では、宿泊者、住民双方の安全・安心で良好な環境の確保等を図るため、住宅宿泊事業法における届出住宅の立入検査を行い、定期的に届出住宅の施設管理運営状況調査を実施しています。

今年度についても、届出住宅のWEB調査（書面調査）を実施します。

つきましては、貴方が届出している届出住宅について、現在の運営方法等を①WEB回答フォーム又は、②同封している「届出住宅の営業状況等に関する回答書」により御回答ください。

本文書は営業者様のみに送付していますが、回答について、**管理者様等が行っていただくことも可能**です。

なお、回答いただいた場合であっても本市職員が立入検査を実施することがありますので、御承知おきいただくとともに、御対応お願いいたします。また、本市職員による立入検査がない場合でも、標識を適切に掲示していただいているか確認するため、連絡なく施設の外観については調査させていただきますので、御承知おきください。

また、人を宿泊させる間、不在となっていないか又は現地対応管理者を適切に駐在させているかについて、**事前予告なく抜き打ちで朝又は夜に訪問し、確認**しますので、併せてお知らせします。

提出期限：令和8年10月16日（金）（必着とします。）

報告方法：WEB回答フォーム※、メール、FAX又は郵送のいずれかの方法により、株式会社JTB 京都支店（宿泊施設調査事務局）に提出してください。

記

※ 可能な限り、WEB回答フォームから御回答下さいますようお願いいたします。

WEB回答フォーム



1 回答対象施設 封筒に記載の施設

2 回答書の提出先【窓口（本市業務委託先）】

株式会社JTB 京都支店（宿泊施設調査事務局）

〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階

TEL：075-365-7715 FAX：075-365-7713 Mail:ryokangyo_chosa@jtb.com

3 WEB回答フォーム 「京都市情報館」（京都市公式HP）のサイト内検索で「357022」と検索する方法でもアクセスできます。

4 備考 本調査については、期限までにご回答いただけない場合、住宅宿泊事業法第17条第1項及び京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第18条第1項の法的義務を伴う「報告の徴収」へと移行します。
法第17条第1項等の報告徴収に対し、正当な理由なく報告を拒否し、又は虚偽の報告をした者は、過料及び罰則の対象となります。

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター宿泊施設適正化担当
TEL：075-585-5653 FAX：075-251-7235
Email：ryokangyo@city.kyoto.lg.jp

(参考)

○ 住宅宿泊事業法(抄)

(業務改善命令)

第15条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務停止命令等)

第16条 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定による命令に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第17条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

以下、略

(罰則)

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(中略)

(5) 第17条第1項、第45条第1項若しくは第2項若しくは第66条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

○ 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(抄)

(報告徴収及び立入検査)

第18条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、届出住宅、住宅宿泊事業者の営業所及び事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。

以下、略

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(中略)

(4) 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者(宿泊者を除く。)